

令和元年度の年金額について

年金額は0.1%の引き上げとなりました

年金額は物価や賃金の上昇や下落に応じて、毎年度改定されます。

総務省から「平成30年平均の全国消費者物価指数」が公表され、物価変動率はプラス1.0%、賃金変動率はプラス0.6%になりました。

物価と賃金とともに上昇し、賃金よりも物価が上昇している場合は、賃金変動率を年金額の改定に用います。

ただし、マクロ経済スライド*による令和元年度の調整率0.2%および平成30年度から繰り越された調整率0.3%が控除されるため、令和元年度の年金額は0.1%のプラス改定となりました。

※「マクロ経済スライド」とは、公的年金被保険者の減少と平均余命の伸びに基づき年金額を調整するしくみをいいます。

支給停止基準額が変わりました

令和元年度から65歳以降の方の在職中による年金の停止額の算定に用いる支給停止基準額が変更になりました。

60歳から64歳の方については28万円から変更はありません。

| 区 分 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---------------------|--------|-------|
| 65歳以降の方の 支給停止基準額 | 46万円 | 47万円 |

停止額の計算方法等詳細については、平成30年9月発行の「いばらき共済 No.313」8～9ページをご覧ください。

在職中の
年金の停止額に
影響するね！



お問い合わせ先 年金課 TEL 029-301-1414

財産形成住宅貸付のご案内

この貸付は、年度予算が決まっているため希望者多数の場合は先着順となります。

また、募集期間や詳しい貸付条件等については、共済事務担当課および当組合ホームページをとおしてお知らせしますので、確認のうえ申し込みください。

- 募集時期** 年2回(6月および10月)
- 貸付利率** 年利0.64%(平成31年4月時点)
- 貸付金総額** 令和元年度:9,100万円(予定)
- 対象物件** 組合員が自ら居住するために新築・増改築・購入する住宅
- 借入資格** 勤労者財産形成貯蓄を1年以上継続していて、貯蓄額が50万円以上ある方(共済貯金は含みません。)
- 貸付金限度額** 勤労者財産形成貯蓄額の10倍(上限4,000万円)の範囲内で、退職手当の額に200万円を加えた額となります。
- 償還期間** 金額にかかわらず15年以内
- その他**
 - ・抵当権の設定はありませんが、損害保険に加入することになります。
 - ・借り換えには利用できません。



お問い合わせ先 福利厚生課(厚生係) TEL 029-301-1412